

は法第 17 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する市町村長が定める基準により算定した額を利用者又はその扶養義務者から受けるものとすることとしたものである。

- ② 同条第 2 項は、法第 17 条の 5 第 7 項に規定する緊急の場合等に法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、同条第 1 項の利用者負担額のほか、利用者から法第 17 条の 4 第 2 項に規定する額の支払を受けるものとすることとしたものである。
- ③ 同条第 3 項は、指定居宅介護の提供に関して、前 2 項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとしたものである。
- ④ 同条第 4 項は、同条第 1 項から第 3 項までの規定による額の支払いを受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。
- ⑤ 同条第 5 項は、同条第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとしたものである。

(12) 居宅生活支援費の額に係る通知等（基準第 21 条）

- ① 指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知することとしたものである。
- ② 同条第 2 項は、基準第 20 条第 2 項の規定による額の支払いを受けた場合には、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し居宅生活支援費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。

(13) 指定居宅介護の基本的及び具体的取扱方針（基準第 22 条）

- ① 指定居宅介護は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。
提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
- ② 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。

(14) 居宅介護計画の作成(基準第 24 条)

- ① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

- ② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所毎に定めるもので差し支えない。
- ③ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

(15) 利用者に関する市町村への通知（基準第26条）

法第43条の4第1項の規定により市町村は、偽りその他不正な手段によって居宅生活支援費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(16) 緊急時等の対応（基準第27条）

従業者が現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(17) 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第28条）

指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。

(18) 運営規程（基準第29条）

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)。

① 指定居宅介護の内容(第4号)

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、家事援助等のサービスの内容を指すもの

であること。

② 利用者から受領する費用の額(第4号)

市町村長が決定した指定居宅介護に係る居宅利用者負担額のほかに、基準第20条第3項に規定する額を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)

③ 通常の事業の実施地域(第5号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること(以下、他の居宅支援(基準第54条第5号、第77条第5号についても同趣旨。)。

(19) 介護等の総合的な提供(基準第30条)

基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業運営に当たっては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。(専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。) 指定居宅介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならず、また指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならないこととしたものである。

(20) 勤務体制の確保等(基準第31条)

利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定居宅介護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。
- ③ 同条第3項は、当該指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

(21) 衛生管理等(基準第32条)

指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定居宅介護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防す

るための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

(22) 秘密保持等（基準第34条）

- ① 同条第1項は、指定居宅介護事業所の従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 同条第2項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定居宅支援事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(23) 苦情解決（基準第36条）

- ① 同条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。
当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。
- ② 同条第2項は、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、援護の実施者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。
- ③ 同条第3項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受け、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。

(24) 事故発生時の対応（基準第37条）

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法につい

ては、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。

- ② 指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

(25) 会計の区分（基準第38条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

(26) 記録の整備（基準第39条）

同条第2項により、指定居宅介護事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならないこととしたものであること。

- ① 指定居宅介護に関する記録
 - イ 居宅介護計画書
 - ロ 提供した個々の指定居宅介護に係る記録
- ② 基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

第4節 基準該当居宅支援に関する基準

(1) 従業者の員数(基準第40条)

- ① 基準該当居宅介護事業所における従業者の員数については、3人以上と定められたが、これについては、従業者の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定居宅介護事業所の場合と同趣旨であるため第3章第1節の(1)及び(2)に準じて取り扱うべきものである。

なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定居宅介護における配置に準じて配置することが望ましい。

- ② 離島その他の地域について

離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準（地域）については、下記の地域である。（「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第40条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域を定める件」（平成14年12月19日厚生労働省告示第380号）ほか、各法ごとの告示を参照。）。

一 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定され

- た離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
 - 三 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島
 - 五 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項に規定する離島
 - 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、基準省令第4条に規定する指定居宅介護及び基準省令第40条第1項に規定する基準該当居宅介護のうち同項に定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもののが確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの(*厚生労働大臣が別に定めるものについては、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第40条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域を定める件」(平成14年12月19日厚生労働省告示第381号)ほか、各法ごとの告示を参照。)

(2) 管理者(基準第41条)

指定居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第3章第1節の(3)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。

(3) 設備及び備品等(基準第42条)

基準第42条は、基準該当居宅介護事業所の設備及び備品等についての規定であるが、指定居宅介護事業所の場合と基本的に同趣旨であるため、第3章第2節を参照されたい。

(4) 同居家族に対するサービス提供の制限(基準第43条)

同条第1項各号に定める場合に限り、同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。

特に、同条第1項第1号にあるとおり、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護による居宅介護だけでは必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められるものであり、市町村は、そ

の運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定居宅介護の確保に努めることとする。

- ① 市町村は、同居家族に対する居宅介護を行おうとする従業者が所属する居宅介護事業所から、居宅介護計画の写し等、同居家族に対する居宅介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅支援としての実施を認めるものとする。
- ② 市町村は、いったん認めた同居家族に対する居宅介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、特例居宅生活支援費の支給を行わず、又は既に支給した特例居宅生活支援費の返還を求めるものとする。
- ③ 市町村は、同条第1項各号に規定する要件に反した居宅介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該従業者による居宅介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わされているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当居宅介護事業者に対して行うものとする。
- ④ 同条第1項第5号に規定する、従業者が同居家族の居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、同居家族の居宅介護が「身内の世話」ではなく、「居宅介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該市町村の居宅介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。

(5) 運営に関する基準（基準第44条）

基準第21条第1項、第25条及び第30条を除き、指定居宅介護の運営に関する基準が基準該当居宅介護に準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(26)まで((12)の①を除く。)を参照されたい。

第4章 デイサービスに関する基準

第1節 人員に関する基準

(1) 従業者の員数(基準第46条)

- ① 指定デイサービスの単位とは、同時に、一体的に提供される指定デイサービスをいうものであることから、例えば、午前と午後とで別の利用者に対して指定デイサービスを提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。
- ② 提供時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる従業者を確保するとは、指定デイサービスの単位ごとに指導員及び介護職員（身体障害者デイサービスの場合。知的障害者デイサービスについては、指導員、児童デイサービス